38 年以降一貫して増加している。都道府県及び市町村の設置率では，都道府県立は 100%，市立は 98.4%であるが，町立は 61.5%，村立は 26.2%と，町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である[17]。

公立図書館が未設置の市町村においては，住民の生活圏，図書館の利用圏等を十分に考慮し，公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。

既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても，地域の実情に応じて，分館の設置や移動図書館の活用等により，子供の読書活動を一層促進するための環境整備を図るよう努める。

都道府県は，とりわけ，町村図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ，公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い，市町村立図書館の設置を促す。国は，読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について，広く国民の理解を得るよう努める。

②　移動図書館の活用

移動図書館によるサービスは，図書館から遠い地域に住む子供等，より多くの子供に読書の機会を提供することを可能にするものである。移動図書館を運行する場合は，運行回数の増大やサービスポイント[18]の拡充に努め，子供やその保護者の視点に立ったきめ細かな図書館サービスの提供を図る。

③　情報化の推進

コンピューターやインターネット等の利用は，図書館における子供の読書活動をより充実したものとすることができる。平成 27 年現在，来館者が利用できるコンピューターを設置している図書館は 91.2%，子供がより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録（OPAC）の導入率は 88.8%である[17]。

いずれも，充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり，全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。

[17] 平成 27 年度「社会教育統計」（文部科学省）

[18] 貸出しやレファレンス・サービス等，直接利用者に対する図書館サービスが行われる場所，あるいは図書館と利用者との接点となる施設。

④　子供の利用のためのスペース等の設置

平成 27 年現在，児童室を設置している図書館の割合は 63.6%であり[19]，子供にとって図書館をより利用しやすいものとするため，図書館は，子供の利用のためのスペースの確保に努める。

地方公共団体は，子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り，子供にとって利用しやすい図書館の整備を促す。

⑤　障害のある子供のための諸条件の整備・充実

障害のある子供に対するサービスとして，図書館においては，点字資料，大活字本，録音資料，手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供，手話・筆談等によるコミュニケーションの確保，図書館利用の際の介助，図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。

平成 27 年現在，施設・設備については，障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は 93.5%に上るものの，録音図書を所有する図書館は 20.2%，点字図書等を所有する図書館は 39.4%，拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は 49.1%にとどまっている[19]。このため，図書館においては，録音図書等の製作を行う施設・団体等と連携するなど，障害のある子供が利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。

⑥　運営状況に関する評価等の実施

図書館は，その運営に関する適切な目標を設定し，達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い，子供やその保護者をはじめとするあらゆる利用者に，より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。

目標の設定に関しては，図書館サービスその他の図書館の運営や子供の読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか，当該図書館を利用する子供やその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるように努める。

⑦　図書館資料の整備・提供

図書館は，多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し，十分な量の児童・青少年用図書及び乳幼児向けの

[19] 平成 27 年度「社会教育統計」（文部科学省）